

いじめの重大事態の調査報告書の分析に係る論点メモ

1 分析の目的

(1) 論点

- 重大事態の調査報告書の分析の目的をどのように考えるか。
⇒ 同種の事案の再発防止や重大事態の調査に係る事務の円滑な実施などが考えられるのではないか。

(2) 参考情報

- 平成 28 年 12 月に児童生徒課から発出した通知（※1）において、「いじめの重大事態の調査結果の分析は、再発防止に極めて有効であり、個人情報等に配慮しながら可能な限り当該学校を越えて広く共有し、各々のいじめ防止基本方針の改善等に積極的に活用することが重要」とされている。
- 平成 30 年 3 月に総務省が作成した調査報告書（以下「総務省報告書」という。）（※2）において、教育委員会等から重大事態の事例を整理したものの提供等を求める意見も寄せられているとの記述がある。

（※1）「平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成 28 年 12 月 1 日付け児童生徒課長通知）

（※2）「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」（平成 30 年 3 月、総務省行政評価局）

2 分析の対象

(1) 論点

- 重大事態の調査報告書のうち、分析の対象・範囲をどのように考えるか。
 - ⇒ 分析体制や分析する作業量等を踏まえつつ、個別の調査報告書を詳細に分析する場合と、調査の経過や手続等に係る情報を整理する場合とで区別して考えることが必要ではないか。

(2) 参考情報

- いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項に規定するいじめの重大事態の発生件数は、文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、平成 25 年度 179 件、平成 26 年度 449 件、平成 27 年度 314 件、平成 28 年度 396 件、平成 29 年度 474 件となっている。
- 問題行動等調査によると、地方公共団体の長等による重大事態の調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）の件数は、平成 25 年度 0 件、平成 26 年度 2 件、平成 27 年度 2 件、平成 28 年度 2 件、平成 29 年度 3 件となっている。
- 平成 29 年度問題行動等調査によると、法第 28 条第 1 項第 1 号に定める重大事態（以下「1号重大事態」という。）と同項第 2 号に定める重大事態（以下「2号重大事態」という。）の内訳は次のとおりである。
 - ・ 1号重大事態…191 件
（生命 55、身体 28、精神 92、金品等 16 / 調査済 150、調査中 41）
 - ・ 2号重大事態…332 件（調査済 268、調査中 64）

3 分析する項目

(1) 論点

- 重大事態の調査報告書のうち、分析する項目をどのように考えるか。
 - ⇒ 分析の目的に応じて、分析項目・内容は異なってくると考えられるが、例えば、
 - ・ 同種の事案の再発防止の観点から、事案を通じて明らかになった学校及び学校設置者の問題点を整理する
 - ・ 重大事態の調査に係る事務の円滑な実施の観点から、調査の経過や手続等に係る情報を整理するなどが考えられるのではないか。

(2) 参考情報

- 調査報告書の記載項目の例は次のとおり。
 - ① 調査組織の設置と活動
 - ア 調査組織の概要
 - イ 重大事態の発生
 - ウ 被害児童生徒のプロフィール
 - エ 学校での調査
 - オ 調査組織の活動状況（開催回数、聞き取りの実施状況等）
 - ② 事案の事実関係
 - ア 被害児童生徒について
 - イ 被害児童生徒をめぐる人間関係
 - ウ 被害児童生徒をめぐる出来事
 - エ 被害児童生徒をめぐる出来事に対する学校の対応
 - オ 学校による調査の実施の有無
 - ③ 事案におけるいじめと自殺についての検証
 - ア 被害児童生徒をめぐる事実といじめ
 - イ 被害児童生徒の自殺の原因
 - ④ 事案における学校及び教育委員会の対応についての検証
 - ア 検証の視点
 - イ 事案の背景
 - ウ 教育委員会及び学校のいじめ防止等の組織及び体制
 - エ 学校の事案への対応についての評価
 - オ 教育委員会の事案への対応についての評価

- ⑤ 事案発生後の学校及び教育委員会の対応についての検証
 - ア 児童生徒が死亡したときの学校・教育委員会の対応について
 - イ 事案発生後の対応について

- ⑥ 提言
 - ア いじめの防止について
 - イ いじめの早期発見・対応について
 - ウ 重大事態の発見・対応について
 - エ 再発防止について

○ 平成 28 年 3 月に策定した「不登校重大事態に係る調査の指針」において、調査報告書の内容が「報告事項の例」として次のとおり示されている。

1. 対象児童生徒
(学校名) (学年・学級・性別) (氏名)
2. 欠席期間・対象児童生徒の状況
3. 調査の概要
(調査期間) (調査組織及び構成員) (調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
4. 調査内容
 - ① 行為 A について
 - ② 行為 B について
 - ③ 行為 C について
 - ※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。
 - ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。
 - ④ その他 (家庭環境等)
 - ⑤ 調査結果のまとめ (いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)
5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長 (又は設置者) の所見

4 その他の論点

- 調査報告書の分析体制をどのように考えるか。
- 調査報告書の分析結果（特に事案を通じて明らかになった学校及び学校設置者の問題点を整理した結果等）を公表するときは、事案が特定される可能性があるが、どのような点に留意すべきか。
- その他、調査報告書の分析に当たっての留意点はあるか。